

様式第2（第5条関係）

## 第2回犬山市特別職報酬等審議会

1 附属機関の名称

犬山市特別職報酬等審議会

2 開催日時

令和7年11月25日（火） 午後6時から午後7時まで

3 開催場所

市役所 401会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 奥村好樹、中村壽男、今枝稔幸、田島奈生美、中村智章
- (2) 事務局 井出経営部長、藤村総務課長、川村経営改善課長
- (3) 議会事務局 長谷川議事局長、大鹿議事課長

5 議題

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬の改定について
- (2) その他

6 内容

(1) 議事

- ① 市長、副市長及び教育長の給料並びに市議会議員の報酬の改定について

（事務局から前回の審議会を踏まえて追加した資料について説明）

奥村会長：事務局から説明がありましたが、最初に「据え置き」か「引き上げ」を決めていきたいと思います。その後に改定率について協議をしていきたいと思います。  
それぞれの委員に意見を聞きたいと思います。

中村（智）委員：引き下げる要因はないので、引き下げるることは考えられません。今後も同じ成果

が続くとした場合、昨今の物価上昇は考慮して然るべきだと考えます。ただ、国家指定職の改定率を参考とすることや他の自治体と比較して、適当な答えを探すことが、果たして適切なのかと疑問を持っているが、引き上げるべきだと考えています。

中村(壽)委員：引き上げるべきと考えています。ただ、問題は第1回審議会の中心となった議長及び副議長とその他の議員との報酬差です。その点については重点的に考慮した方が良いかと思います。議長及び副議長の方がほぼ毎日市役所に出勤して市職員と協働しているということがわかりましたので、その点は見直した方が良いと思います。

今枝委員：引き上げで良いと思います。資料1の4案目が良いと思います。

田島委員：前回審議会が開催された2年前と情勢が大きく変わったことに加え、特別職の方が頑張る姿を見ていると、少しでも引き上げられると良いと思います。

奥村会長：据え置きではなく引き上げをするべきと考えています。今年度の人事院勧告では一般職の給与が3.3%程度引き上げられており、特別職だけ据え置きとするのはおかしいと思います。ただ、どこの企業においても、役員の報酬の改定率は各従業員と比較するとかなり低いので一般職員と同じ改定率にはならないと考えます。また、国家指定職の改定率2.8%より若干低いものであるべきと考えます。各委員の意見から据え置きではなく引き上げる方向と決定します。

(全員うなづく)

奥村会長：続きまして、改定率についてですが、議長及び副議長とその他議員の報酬差については、第1回審議会においても意見があったように、改善すべきと考えています。全国的に市議会議員は、なり手が少ないという現状ですが、その他議員の報酬は県下においても高い順位であり、一方で議長及び副議長との報酬差は県内最下位です。また、議長及び副議長は、業務量が多い点からも、その他議員の報酬と格差があるべきと考えています。

この問題については経過措置的に次回審議会においても改善していけたら良いかと思います。それでは、資料1における4案を参考に各委員から改定率についてご意見をいただきたいと思います。

今枝委員：議員の報酬が県内12位と高い順位である点から、議員のみ据え置きとする4案

目が良いと思います。他の各職の改定率については、県内自治体で多く採用されている国家指定職の改定率 2.8% の半値である 1.4% がよいかと思います。

田島委員：私も議員が据え置きとなる 4 案目がよいかと思います。

経営部長：格差をつけるという意味で、議長及び副議長のみを引き上げる意見もありますが、一方で 2.8%、1.4% という数字にこだわらず、0.7% というのもありますかと思います。理由として、なり手が少ないとや物価上昇がある中で議員のみ据え置きが良いのかという議論もあるので、2 つの数字にこだわらず、その他を挙げていただくこともよいかと思います。

事務局：本日欠席をされている安永委員から意見をいただいております。

「第 1 回審議会において、どの職においても、なり手不足が叫ばれる中、現状の報酬金額は犬山市を支えていく上で妥当であると考え、引き下げはないと思います。

改定率については、2 案目及び 4 案目が妥当だと考えます。県内自治体の財政力を比較して、バランスが取れていることが重要であり、最も多くの市で採用されている改定率 1.4% を基準とするとともに、議長及び副議長と議員の差を明確にしていく一歩になると考えます。

議員の報酬は県内でも高い位置にありますが議員報酬全額で見た場合、他自治体と比べてもバランスが取れていると考えます。議員に対する報酬はなり手不足の現状において犬山市として魅力の 1 つだと言える金額が妥当だと考えます」というご意見をいただいております。以上です。

山村（壽）委員：4 案目の場合、議長と一般議員の報酬差は現状の 56,000 円から 63,000 円に。副議長と一般議員との差は現状の 15,000 円から 22,000 円になり、若干動きがあります。私は基本的に引き上げで構わないと思いますが、報酬差を勘案した場合、3 案目と 4 案目の折衷案も良いと考えます。例えば、各職の改定率は 4 案目の 1.4% をベースにして、議長及び副議長は 3 案目の 2.8% でも良いと思います。

現状、一般議員の年収は 8,042,800 円で民間と比べても決して少ない数字ではありません。これを理由に引き下げる必要はないと思いますが、各職を一律で引き上げるのは避けるべきだと考えています。

この組織は大学と似ています。大学では、学部長と通常の教授とでは結構な差別化が図られており、それは業務量の差というものがあると推察しています。

奥村会長：元々、議員の報酬は県内でも高いです。その報酬に議長は56,000円、副議長は15,000円が上乗せされており、議長と副議長の差は大体40,000円であり、これは他の自治体と比較しても大きな差ではないです。議長及び副議長と議員の改定率に差をつける議論になっていますが、議長と副議長の間にも差を設けるか否かという議論にもなると思います。ただ、議長及び副議長の業務を明確に認識していないので判断が難しいです。

議会事務局：基本的に副議長は議長の補佐役です。議員は出勤日数及び勤務時間が特に決まっていませんが、議長と副議長は決裁や打ち合わせ等で毎日出勤しています。休日のイベント等にも出席する議長と比べると副議長はそれほどではありません。職責及び実勤務時間数は議長の方が多いです。

奥村会長：今の話からも、議長と副議長の報酬に差を設けるべきと考えます。3案目と4案目を組み合わせて、なおかつ議長と副議長に差を設けることを案とするのはどうでしょうか。

中村(智)委員：基本的に4案目で良いと思っていましたが、議員が据え置きとなるのはどうかとは思っていました。議員のみ改定率を0.7%とする意見にも納得はできるのですが、一律に上げないという理由、どのように調整するかが難しいと思います。議長、副議長及び議員の報酬差については今の説明からわかりますが、他の職とどのように比較するかわかりません。

奥村会長：今の審議の中で、1案目と2案目が候補から消えました。残った案は3案目と4案目です。3案目の方はいませんでしたが、4案目は2名いました。他には3案目と4案目を組み合わせる意見がありました。そこで、3案目と4案目を検討していきたいと思います。まず4案目において議員を据え置きとするか否かについて確認したいと思います。

中村(壽)委員：議員の方は一般的に専業の議員ですか。他に仕事がある方もいますか。

議会事務局：人によりますが、議員職のみの方もいれば、お店をやられている方もいます。

中村(壽)委員：このことからも、引上げるにしても、1.4%でなくても良いと思います。

奥村会長：人事院勧告により一般職員の給与が上がっているにも関わらず、4案目のように議員だけ据え置きとするべきではないと思います。ただ、他の特別職と同じ改定

率で引き上げるべきではないと考え、1.4%ではなく0.7%として差を設けるべきだと思います。また、3案目の2.8%というのは他の自治体との差を考えると高すぎるので、基本的には1.4%とすべきと思います。しかし、議員のみでなく、先ほどの議長と副議長との業務量の差を考えると、副議長も議員と同様に0.7%として、議長と差を設けても良いと思います。

今枝委員：仮に議員を0.7%としても議長及び副議長と議員の報酬差の県内順位はあまり変わりませんよね。

事務局：他の自治体においても令和7年度に審議会が開催され、改定される場合があるので、あくまで現状の参考数値となるのですが、会長が提案された改定率の議長1.4%、副議長0.7%、議員0.7%とした場合、議長が536,000円で県内18位、副議長が491,000円で県内16位、議員が476,000円で県内11位となり、いずれも順位が上がります。また、議長及び副議長と議員の報酬差については、いずれも県下37位のまま変更はありません。

また、市長、副市長、教育長、副議長を1.4%、議員を0.7%として、議員を0.7%に抑えた分を議長に充てて2.1%とするような、今までに挙げられた数字に捉われる必要はありませんので、基本を1.4%として、差を設けることを理由として、柔軟にご対応いただければと思います。

奥村会長：市長、副市長、教育長については、現状の県内順位は20位程度で、他の自治体が1.4%引き上げたとしても順位に変わりはないと思われることからも、3役については改定率を1.4%としてよいと思います。

（全員うなずく）

奥村会長：他にご意見はありませんでしたので、市長、副市長、教育長については改定率を1.4%とします。3役が1.4%であるのに対して、議長をそれ以上にすることは理由が立たないので、議長も1.4%とするのが良いと思いますが、ご意見がある方はいらっしゃいますか。

中村（壽）委員：やはり県内で比較した順位があることでバイアス（各職間の報酬差に注目してしまう）がかかってしまう。

経営部長：過去の改定の推移を見ると、平成20年以降は各職一律の改定率での改定が続いていました。元々の設定された金額を尊重するのであれば、物価上昇等を理由に

その金額を一律の改定率で引き上げることは不自然ではないと思います。

奥村会長：ただ、議長、副議長、議員における報酬の差については、少しでも改善を図りたいと思います。議長を1.4%とした時、議長と副議長の業務量の差を鑑みると、副議長をその半値である0.7%。議員については、現状、県内で高位置にいることからも、据え置きで良いかと思いましたが、一般職員の給与が上がっているという点を踏まえ、0.7%としたいと思います。  
ご意見はありますでしょうか。

(全員うなずく)

奥村会長：ご意見がありませんでしたので、市長、副市長、教育長の3役については改定率1.4%の引き上げ、議長も同じく1.4%の引き上げ、副議長及び議員は0.7%の引き上げとします。

事務局：この審議の結果をもとに答申書を作成していくますが、市長、副市長、教育長、議長については改定率を1.4%とする一方で、副議長及び議員を0.7%にすることで差が設けられることになります。その点について何か書き添えるようなご意見はありますか。

奥村会長：細かい文言だけの問題であれば会長に一任していただき、事務局と確認しながら答申書を作成し、市長に答申させていただきたいと思います。

(全員うなずく)

## ② その他

事務局：今後の予定としまして、委員の皆様に今回の議事録と答申書案をご確認いただいた後、12月中に会長から市長に答申書をお渡しいただく予定です。

経営部長：2回にわたり熱心に議論いただきありがとうございました。皆様のご意見、答申いただいたものを議案として説明させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

奥村会長：2回にわたり慎重審議いただきましてありがとうございました。それでは今回をもって令和7年度犬山市特別職報酬等審議会を終了とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。